

松江地方・家庭裁判所委員会（第4回）議事概要

- 1 日時
平成17年2月3日（木）午後1時30分～午後4時30分
- 2 場所
松江地方・家庭裁判所大会議室
- 3 出席者
 - (1) 松江地方裁判所委員会
(委員長) 島田清次郎
(委員) 石原智治, 今岡和志, 太田雅也, 大野敏之, 居石正和,
佐藤洋志, 富田眞智子, 野坂研介, 森田尚人
(五十音順 敬称略)
(庶務) 山本事務局長, 田淵総務課長, 津森総務課課長補佐
(説明者) 垣屋民事首席書記官, 讃井刑事首席書記官
 - (2) 松江家庭裁判所委員会
(委員長) 島田清次郎
(委員) 飯島健太郎, 石野けい子, 岡崎由美子, 岡部康幸,
中島洋子, 錦織靖雄
(五十音順 敬称略 3名の委員は欠席)
(庶務) 松田事務局長, 長谷総務課長, 星野総務課課長補佐
(説明者) 中嶋首席家裁調査官, 岡部首席書記官
- 4 議事
 - (1) 裁判員制度について説明
飯島委員から裁判員制度の概要について、パソコン図面を利用して説明があった。
 - (2) 模擬裁判ビデオの視聴
最高裁が現段階で内部用検討資料として作成している模擬裁判ビデオについて、このビデオは広報目的で作成されたものでなく、手続や施設の在り方などを含めた現時点における一つの考え方を示したもので、今後さらに検討が加えられていく性質のものであるということを説明した上で、当庁において30分程度に編集したものを上映した。
 - (3) 委員長から各委員に対し、前記裁判員制度について説明を聴き、また、ビデオを視聴して、それぞれの感想や意見を求めた。感想や意見の主な内容は次のとおり。
 - 裁判員になることを辞退する理由について、公平性を確保できる手順を構築することが重要である。また、裁判員の性別について、実際の運用でどのように考慮されることになるのか。さらに、裁判員の氏名はどういう扱いになるのか。判決書に裁判員の氏名が出てくるのか。加えて、裁判の期日は迅速に指定されるべきだが、全面的に、被告人が無罪を主張した場合には、数

日間で審理，判決ができるのか。

- 辞退や不選任については，この裁判員制度を運用していく中で難しいところである。自ら喜んでやってもらえる人はよいが，そうでない人の辞退や不選任がどんどん出てくると，制度として成り立たなくなる。また，性別については，特に配慮はされていない。機械的に抽選で行うことになるので，性別の比率は全くの偶発的なものになる。裁判員の氏名については，法廷でも明らかにされないし，判決書にも出てこないと思われる。さらに，審理期間については，法曹三者でも議論されているが，ケースバイケースになると思われる。運用としては，できるだけ短い期間でやりたいと考えている。争点と証拠を絞ることにより，自白事件であれば，できれば1日で終了したいと思うが，逆に急ぐことにより，手続が裁判官主導で進められてしまうおそれもあり，難しいところである。否認事件であれば，一般的に言えば，数日かかることになると思われる。すべての事件が数日間で終わるとは言えない。
- 新しい裁判員制度が導入されるが，どういう手続になるのか，自分たちも技術的な点を含めて考えていくことになるが，最もアピールしたいところは，裁判員に何を期待するのか，国民に何を期待するのかであり，その点を入れて裁判員制度の広報をしなければならないと考える。刑事訴訟手続の中で，無罪の推定や証明の程度などの法的概念を裁判員に説明するのに，言葉としてどういう表現をすれば理解してもらえるのか，分からなければ何度も繰り返して説明することになると思うが，教育的機能の点を含めて大事なところだと思うので，工夫すべきであると思う。被告人の扱いについても，当事者を考慮して，法廷での座る位置など考えていくべきだと思う。
- 裁判員について3，4日続けて審理のために拘束するより，週に1回くらいのペースで審理の間隔をおいて期日を開くことにより，一時的な気分の高まりだけで判断するのではなく，頭を冷やす期間を置くことにもなり冷静な判断ができるのではないか。また，仮に，60人から100人くらいの候補者に来てもらって，その中から選任するという事になれば，選任手続で非常に時間がかかると思われるが，逆に，順番を待つ候補者にとっても待つための時間が非常にかかることになることも問題だと思われる。
- 連日開廷ではなく，週に1回とすると，裁判員制度の意義が生かされないと思う。審理と審理の期間が開くと記憶が薄れるということがある。期間が長くなる場合でも，できるだけ連日開廷を行うことがよいと思う。実際にやってみて，運用上は変わっていくかもしれない。裁判員の選任手続について，松江では，今のところ，1件の事件で60人程度来てもらうことを想定している。その中から裁判員6人と補充裁判員数人を選任することになるが，抽選番号順に質問をしていき，所定の人数が決まれば，選任手続は終了することになる。できるだけ時間の負担がかからないようにと考えている。
- 裁判官と裁判員との評議について，評議に慣れていない人の中には，議論

の中に入りきれない人もいるのではないか。

- いかにか裁判員に意見を述べてもらうのが裁判員制度の課題である。裁判官として裁判員の意見をいかに引き出していくのか。一つの方法として、用紙にあらかじめ意見を書いてもらい、裁判官から事情を聞いていくとか、いろいろな方法が考えられる。
- 判決書の草案作成を短時間でしなければならないと思われるが、判決の記載内容の点で影響はないのか。
- その点については、議論はされているが、まだ意見の集約がされていない。判決を宣告する際には骨組みだけでよいと考えられ、評議の内容に肉付けしたものを作成することで足りることもあり得ると思う。裁判員制度の趣旨からすると、国民の率直な意見を反映させることが重要であり、精密な判決書を作成することは、想定されていないのではないかと思われる。
- 裁判員が身体障害者の場合は、どういう対処をされるのか。
- 欠格事由の中に、「心身の故障のため裁判員の職務の遂行に著しい支障がある人」については、裁判員になることができないとある。「重い疾病又は傷害により裁判所に出頭することが困難であること」を理由に辞退の申立てができることになっている。辞退の申立てがなく、選任されることになれば、裁判所としてもできる限り不便がないように対応すべきと考えている。足の不自由な人には車椅子の準備を、目の見えない人には点字の準備を、耳の不自由な人には手話通訳の準備をする等も検討していかねばならないだろう。
- 法廷での審理開始前の写真撮影については、裁判員の映像は撮影できないと思われるがどうか。
- まだ十分に検討はされていない。ただ、おそらく裁判官のみの撮影になるのではないかと思う。
- 裁判員候補者に選ばれて裁判所に出て行かなかった場合どうなるのか。仕事を持つ人間は、連続して何日も休むというのは難しい。仕事が忙しくて休めないという理由で断ることができるのか。この点がビジネスマンのポイントになると思う。
- 法には、裁判員候補者は選任手続の期日に出頭しなければならないとあり、正当な理由がなく出頭しないときの罰則が定められている。10万円以下の過料に処せられるとなっているが、実際の運用については、今のところ何とも言えないところである。
- 裁判員制度において、公判前の整理手続の説明が問題になると思われる。公判の前に、裁判員に対し裁判官から用語に関する説明があるのではないか。また、故意があるかないかなど、どういうことから殺意を認定するのか難しい問題がある。さらに、評議についても量刑の判断は裁判員にとって難しいと思う。裁判官と裁判員との間で絶対的な知識量の差があり、その差をどうやって埋めるのか、これから考えていくべきだと思う。

- 初めて刑事裁判に関わる場合、量刑判断について資料が欲しいというのは当然と思われる。資料を基準にすれば、これまでと余り大きく変わらない量刑になるとも思われる。いきなり裁判所から、量刑基準はこうですよという形で提示するのはよくないと思う。専門用語を早い段階で説明することも考えられるが、どこまで説明することになるのか、場合によっては裁判員に予断を抱かせることにもなり難しいところである。また、丁寧に詳しく説明すると時間が長くかかり、迅速性とのバランスから難しいところである。
 - 以前、陪審制度の調査をしたときに見たビデオでは、証拠調べを経て評議をする前に、裁判官が検察官と弁護人を部屋に呼び、陪審員に判断してもらう争点の整理をした後にそれを陪審員に提示していた。裁判官が両当事者の意見を踏まえながら、裁判員に説明していけばよいのでないか。
 - 裁判員制度は陪審員制度と異なり、公判前整理手続で争点を整理することが前提となるので、そのような手続をすることは二度手間になる。検察官の冒頭陳述と弁護人の冒頭陳述で争点を明らかにしていくことで十分ではないか。
 - 裁判員制度においては、執行猶予がつく割合がかなり少なくなるのではないかと思う。刑が全体的に重くなるような気がする
 - 裁判員制度の対象事件は元々重大事件である。裁判官だけの審理と大きく異なることはないと思われる。被告人を目の前にして、そのときの感じ方が裁判官と裁判員とでそんなに違いがあるとは思われない。
- (4) 委員長から各委員に対し、国民が裁判員制度に関心を持っていただく方法や鳥根県における有効な広報活動についての意見を求めた。意見の主な内容は次のとおり。
- 1月28日付けの新聞で鳥取県に広報推進本部が設置されたことが報道されていた。鳥根でもこのような取組を行い、早い時期に立ち上げるべきではないか。
 - 鳥取県は鳥取地裁からの協力要請があって立ち上げたと聞いている。鳥根県としても要請があれば、協力するのもやぶさかでないと考えている。県という組織を使う方法もあるが、以前、市町村広報にも裁判員制度の広報記事が出ていたと思う。広報においては、あらゆる手段を取った方がよいと考える。制度の説明もだが必要性をきちんと説明した方がよいと思われる。今あらゆる場面で、参画の考えのもと、国民の義務として協力していかなければならないことが生じている。そのときに、何故、裁判員制度が導入されるのか、きちんと説明していくとより理解が得られると思う。制度について、総論は賛成であるが、自分にできるのか不安である人もある。今後、その不安を取り除いていくことに目を向けてほしい。
 - 学校関係者の間でも、いろいろな場面で検討しており、社会科の教員も前向きにとらえており、制度として早く浸透するかもしれないと思っている。

おもしろい筋書きのドラマを作ったらよいのではないかと考えている。教育現場でも要請があれば責任を持って協力したい。

- エンターテインメント性があれば、一発で理解できるのではないか。法廷の工事を早めにやって見学会を行い、その現場で説明した方が視覚に訴えてアピール度が高いのではないか。
- 映像の方がインパクトがある。マンガを活用するのも一方法である。若い世代に対しうまくPRでき、よい方策になるのではないか。
- 裁判員の選任手続はパンフレットにも詳しく書いてあった。非常にたくさんの中からそんなに多くない人が選任されているような印象を受けた。自分がどのように関与していくのか、それについての説明が非常に簡単で、自分が裁判員になって何をしなければならぬのか実感できなかった。裁判員が身近に感じられず、積極的に参加しようという動機につながらないように見受けられた。
- 島根県においては、公民館活動を利用することが効果的であると思う。チラシの折り込みも可能であり、これらを利用することが、各家庭に入り込む手段として有効ではないか。
- 家裁委員会でも議論したが、学校をターゲットにするのが効果的であると思う。子供から親にも伝わる。裁判員制度も、裁判所だけでなく行政や学校教育をも取り入れて進めていくのがよいと思う。所長が行政や学校関係に働きかけていくプランはあるのか。
- 具体的な日程は決まっていないが、いずれ県や市町村や学校関係にも働きかけていくことになる。当庁でも学生を対象に模擬裁判や裁判官の出張講義を行っており、学生から非常に質の高い感想が寄せられている。中には裁判員制度に賛成の意見や反対の意見もあり、裁判に対する関心の高さが見受けられる。現在の制度の説明のほか、裁判員制度の説明をしているが、学校などに対する広報活動の重要性を感じている。
- 広報については、裁判所だけでなく、検察庁や弁護士会も共に協力して、いろいろな意見を参考に考えていくべきである。
- 家庭から中高年以上の人が出ていくところといえば、地域の公民館であり、たくさんの人が集まっている。自分も裁判員制度の話をするが、今のところほとんど関心がないというのが実情である。もっと分かりやすく社会に浸透させるために、公民館を通じて広報を行うことが効果的であると思う。
- 裁判員制度は、事業主の理解が必要である。事業主を対象として裁判員制度の意義を説明することが大事だと思う。正規の社員は有給が取れるが、パートの社員はその時間の給料が出ていないこともあるので、その点を含めて理解を求めべきではないか。
- 70歳以上の人にはなぜ辞退ができるのか。島根県は老人が多いと思うが。
- 法廷で集中して審理することなどは、高齢者にとってかなりの負担になる

のではないかと。ただ、辞退できるだけで、やりたい人は大いにやってもらうことになる。

- 企業にはいろいろな集まりの会がある。商工会議所の関係ではライオンズクラブやロータリークラブがあり、定期的に会合がある。そのような集まりにも出かけて行って話をしていくのも、事業主への理解を得る方法として効果的でないか。
 - 前回の地裁委員会でも御指摘いただいたが、情報の発信をしながら収集をしていくことが重要であると思う。商工会議所やライオンズクラブ、ロータリークラブも活用していきたいと思う。これからは積極的に取り組んでいきたい。
- (5) 委員から裁判所に対し、次のような要望が出された。
「みなさまの声」について、その内容を以前の委員会で報告されたが、それ以後のものについて、次回の委員会で報告されたい。
- (6) 次回開催日時と意見交換テーマについて
今回は、松江地方裁判所委員会及び松江家庭裁判所委員会を各別に行うこととし、松江地方裁判所委員会については、平成17年6月17日の予定で、今回に引き続き「裁判員制度」をテーマとして行い、松江家庭裁判所委員会については、平成17年6月29日の予定で、「調停委員の選任手続」をテーマとして行うことになった。